

令和6年度 社会福祉法人江府町社会福祉協議会 事業計画

■基本方針

約4年間にわたり、私たちの生活に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症は、未だ収束はしていないながらも、予防対策の緩和により徐々に元の日常を取り戻しています。

休止していた様々な活動も再開し、人と人が対面で交流する機会も増えました。一方、長期間の活動自粛による影響もあり、個人の心身の機能低下や地域活動の休止など、さまざまな場面で新しい課題もみられるようになりました。

また、令和6年1月の能登半島地震をはじめとした自然災害が毎年各地で発生しており、災害時の体制づくりだけでなく、平時からの地域住民の交流、支えあいが改めて重要視されています。

令和6年度は、地域のつながりの再構築と、複合的な課題を抱えたケースへの支援など、地域の課題、個人の課題を住民自らが我がごととして捉え、主体的に関われる取り組みを進めていきます。

社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ること」を目的として位置付けられた、公共性と自主性を併せもった組織です。関係機関や地域住民とのつながりの深い組織としての強みを生かしながら、住民の支えあい活動を推進し、暮らしに豊かさを生み出せる地域づくりを目指した事業に取り組みます。

■重点目標(江府町地域福祉活動計画より)

1. みんなで支えあう地域と人づくり
2. 地域福祉を支えるネットワークづくり
3. みんなが自分らしく暮らしていける支援体制づくり
4. 安心・安全で健康に暮らせる地域づくり

■実施事業

1. みんなで支えあう地域と人づくり

住民一人ひとりが地域の課題に関心を持ち、支援を「担う側」「受ける側」と固定されることなく、誰もが地域の担い手として役割を發揮できる仕組みづくりを支援します。

また、地域における様々な活動を支える担い手の確保と資質の向上を目指し、町民や児童生徒に向けた福祉教育の推進や、すでに活動に参加している担い手に向けた研修参加への支援に取り組みます。

(1) 福祉大会の開催

・町民全員を対象に開催。地域福祉をテーマにした講演会等を開催します。

(2) 広報活動による情報発信

・社協だより、ホームページ、SNS(Facebook・Instagram)を活用した活動周知を行います。

(3) 座談会・ほっとサロンの開催

・集落に出向き、社協の活動周知や地域の課題等の把握をしたり、支え愛マップづくり等を通して我がまちの地域福祉についての関心を高めます。

(4) 福祉教育の推進

・奥大山江府学園を福祉教育推進校に指定し一年を通して福祉の心を育む取り組みを行います。また、「ふるさと魅力発信科」の課程の中で、福祉体験学習や地域住民とのふれあいを通して地域に愛着をもち、思いやりの心を育む学習を実施します。

2 地域福祉を支えるネットワークづくり

住民同士が地域において交流できる場を整備し、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりに取り組みます。

地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参画を前提とした取り組みであるため、地域福祉を支える人材の育成に取り組むとともに、住民同士が気軽に集い交流できる場として地域福祉の拠点づくりを推進します。

(1) 愛の輪協力員の推進

・70歳以上の独居高齢者などの見守りを近隣住民に委嘱し、地域で住民同士が支えあう仕組みをつくります。

(2) 見守り支援会議の定期開催

・関係機関との定期的な情報共有の場を持ちます。

(3) ボランティアセンターの運営

・住民へボランティア活動について広く周知するとともに、ボランティアに対する理解と関心を深める活動を行います。

(4) ボランティア研修会の開催

・ボランティアを始めたい人や活動中の人に対して研修会を開催します。

(5) 地域福祉活動の拠点づくり支援

- ・小地域ごとに、地域住民を広く対象として居場所や交流の場となる拠点を整備し、住民自らが主体となって、顔の見える関係性、気かけあう関係性が生まれる環境づくりに努めます。

3 みんなが自分らしく暮らしていける支援体制づくり

様々な悩みや困りごとを持つ人の相談を受け止め、必要な支援につなげられる仕組みづくりを行います。課題やニーズをキャッチできる専門職員の資質向上と、関係機関との連携体制強化により、誰一人取り残さない包括的な支援体制の充実に努めます。

(1) 座談会やほっとサロンを通じた地域の課題把握

- ・集落に出向き、人や地域の困りごとを把握し、早期解決につなげます。

(2) 要支援者へのニーズ調査

- ・見守り訪問やサロン活動等で住民の困りごとや課題を聞きとります。

(3) 重層的支援体制整備事業の実施(町受託事業・新規)

- ・住民ニーズや課題を把握し、公的な福祉制度だけでは解決できない多様化・複雑化しているケースの課題に対し、必要な支援を地域や関係機関で連携し一体的に支援する事業。地域の居場所づくり、相談しやすい環境を構築することも目的として実施します。

(4) 生活支援体制整備事業の実施(町受託事業)

- ・高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、個々のニーズを把握し、公的なサービスだけでなく、多様な日常生活上の支援体制の仕組みを構築します。

(5) 関係機関・団体との連携

- ・関係機関との情報共有・連携を行い、必要な支援が途絶えないように支援します。

(6) 相談体制の充実

- ・訪問や来所、電話相談等による相談窓口の機能を充実させ、あらゆる相談も受け止め、適切な支援につなげます。

(7) 生活困窮者自立支援事業の実施(町受託事業)

- ・生活困窮状態にある世帯に対して、就労・家計支援等の助言を行います。

(8) 日常生活自立支援事業の実施

- ・判断能力が不十分な人への福祉サービスの利用支援や、日常的な金銭管理等の支援を行います。

(9) 法人成年後見事業の受任

・法人成年後見事業を「権利擁護ネットワークほうき」の会員として実施します。

(10) 生活福祉資金貸付事業の実施

・低所得世帯等に対して生活維持のために必要な資金の貸付けを行います。

(11) 生計困難者に対する相談支援事業(えんくり事業)の推進

・県内の社会福祉法人が協働して生計困難者に対する支援事業を行います。

(12) フードサポート事業の実施

・一時的に食料の確保に困っている世帯に対して、緊急的に食料等を支援します。食材の提供者を募り、地域住民が互いに助けあう仕組みをつくりま

4. 安心・安全で健康に暮らしていける地域づくり

地域に暮らす住民ひとりひとりが健やかで心豊かな生活を送れるように、個人や地域、関係機関などが連携し、町全体で健康づくりを支援します。子どもを地域で支える取り組みや、高齢者の身体機能の維持、認知症予防、生きがいづくりや見守り体制を整えるための拠点づくりを進めます。

また、自然災害や特殊詐欺被害など、突発的な事象に対する防災、防犯意識を高める取り組みは、日頃からの住民同士の支えあいや意識啓発が重要となってくるため、「支え愛マップ」などのツールを通して、地域の見守り体制の強化を推進します。

(1) 福祉有償運送サービス事業の実施

・公共交通機関の利用が困難な人の医療機関への送迎や福祉サービス利用の際の移動手段として、車いすリフト車を運行します。

(2) 配食サービス事業の実施

・75歳以上の独居・高齢者世帯等に昼食弁当を配食します。食事の提供だけでなく、安否の確認も行います。(生活支援型:毎週月～金曜日 ふれあい型:毎月第2水曜日)

(3) 買物支援サービス事業の実施

・日常的に買物に不便を感じている概ね65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、買物のための移動を支援します。(1世帯あたり月2回まで 江府・日野町内)

(4) こどもサロンの実施

・奥大山江府学園の振替休業日に、子どもの居場所づくりと福祉学習、多世代交流などを目的として、地域で子どもを見守る取り組みとして実施します。(対象:1～5年生)

(5) まちなかサロンの実施

- ・転倒や認知症予防を目的に、機能活性化のプログラムを取り入れながら実施します。
(毎週火曜日※第2火曜日は臨床美術講座)

(6) 俣野いこい広場の実施

- ・俣野地域の住民の居場所づくりを推進し、認知症予防や住民の交流の場として実施します。個別の課題発見にも努めます。(毎月第4木曜日)

(7) オレンジカフェの実施

- ・誰でも自由に参加でき、お茶を飲みながら、閉じこもりや認知症の予防、生きがいつくりの場として実施します。また、高い頻度で開催することで、参加者からのニーズ把握や状態の変化に早い段階で気づき、適切な支援へとつなぐことができます。
(毎週木曜日※第4木曜日はいこい広場)

(8) 地域の支え愛拠点づくりの推進(新規)

- ・俣野地区を拠点として「地域食堂」を開設し、食を通じた居場所を地域に整え、住民同士の交流と支えあいの場、気軽に相談できる環境を構築します。地域住民が主体となって活動することで、生きがいつくり、社会参加の場となり、地域の活性化を推進します。
- ・神奈川地区では、これまで利用していた「神奈川交流サロン」が、新たに神奈川地区複合施設「なないろサロン」に改修され、より多目的に使用できる施設となりました。この施設を活用して、神奈川地区の住民の交流や支え愛活動を推進します。
- また、他の地区においても、それぞれの地域の実態やニーズをふまえながら、支え愛活動の拠点の整備に取り組みます。

(9) 支え愛マップの作成

- ・希望集落に出向き、座談会やほっとサロン等で支え愛マップづくりを行います。マップづくりを通して、自分たちの暮らす地域のことを知り、平時にも災害時にも住民同士で支えあえる体制について考えます。

(10) 災害ボランティア等の体制整備

- ・災害ボランティア活動支援マニュアルに基づいた支援体制の整備を、行政や関係機関との連携のもと行います。

5. 社会福祉協議会の組織体制の充実・強化

地域における生活課題はますます多様化しており、地域福祉の推進を図る組織として社会福祉協議会に求められる役割は大きくなっています。継続して質の高い事業を行うため、また、多様な課題に対応するため、財政面と職員体制の安定的な確保と、職員ひとりひとりの高い専門性が求められます。

社会福祉協議会は、制度の狭間におかれた方や、地域の課題などを把握するため、積極的に地域に出かけ、支援につなぐ、支援をつくる機関として、さまざまな団体やインフォーマルサービス等とも連携を強化し、地域全体の福祉力の向上に努めます。

(1) 地域住民組織としての社会福祉協議会の役割とあり方の周知

(2) 地域福祉活動計画の中間評価実施

(3) 職員体制の整備と資質向上のための研修参加

(4) 各種団体の運営

- ・老人クラブ連合会
- ・身体障害者福祉協会
- ・遺族会
- ・シルバー人材センター